

旭川市報道依頼

各報道機関 様

KJ00404769

2025年1月31日

発信課	経済部経済交流課
担当者	角田
連絡先	電 話 直通73-9850 / 内線5421
	F A X
	E-mail keizaikoryu@city.asahikawa.lg.jp

分 類	イベント・行事 [] 募集 [○] 契約・入札 [] 会議・説明会 [] その他 []
日 程	令和7年2月3日 ~ 令和7年4月30日
発表項目 (行事名)	貨物自動車運送事業者支援金の受付開始について
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	旭川市は、物価高騰の影響を受けている貨物自動車運送事業者を対象に「貨物自動車運送事業者支援金」の受付を開始します。 1 支援金の概要 ・対象：令和7年1月31日以前から営業を行う市内に本社または営業所を有する貨物自動車運送事業者 ・給付額： ①一般・特定貨物自動車運送事業者 対象車両1台につき2万円 ②貨物軽自動車運送事業者 対象車両1台につき1万円 ※①②とも1事業者上限100万円 ・申請受付：令和7年2月3日～4月30日 2 目的 事業者の事業継続を支援し、本市の経済を支える物流体制の維持を図ります。 詳細は別紙をご参照ください。
添付資料	有 ☒ 無 ☐
報道（取材）に当たってのお願い	
備 考	

(別紙)

貨物自動車運送事業者支援金の受付開始について

旭川市は、全国的な物価高騰の影響を受けている貨物自動車運送事業者を対象に、「貨物自動車運送事業者支援金」の受付を開始します。

1 支援金の概要

- ・対象 : 令和 7 年(2025 年)1 月 31 日以前から営業を行っている旭川市内に本社または営業所を有する貨物自動車運送事業者
- ・給付額 :
 - ①一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者 対象車両 1 台につき 2 万円
 - ②貨物軽自動車運送事業者 対象車両 1 台につき 1 万円
- ※①②ともに 1 事業者当たりの給付上限は 1 0 0 万円
- ・申請受付期間: 令和 7 年 2 月 3 日(月)~4 月 30 日(水)

2 目的

本支援金は、貨物自動車運送事業者の事業継続を支援し、旭川市の経済を支える物流体制の維持を図ることを目的としています。

3 対象事業者 ※右表の全てを満たす事業者

(1)	旭川市内に本店又は営業所を有する、中小企業者（個人事業主含む。）であること。
(2)	令和 7 年(2 0 2 5 年) 1 月 3 1 日以前から貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）で定める、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業のいずれかを営業しており、今後も事業継続の意思がある事業者であること。
(3)	下表の全てに該当する車両を使用していること
(4)	申請者（代表者）、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が旭川市暴力団排除条例（平成 26 年条例第 16 号）第 2 条第 1 号及び第 2 号に規定する暴力団及び暴力団員若しくは同条例第 7 条に規定する暴力団関係事業者にあたる者でないこと。

4 対象車両 ※右表の全てを満たす車両

自動車登録番号標等	緑ナンバー 又は 黒ナンバー
自動車の種別	普通、小型 又は 軽自動車
用途	乗用、貨物 又は 特種
自家用・事業用の別	事業用
原動機の型式	記載あり（原動機搭載）
使用者の氏名又は名称	申請者と同一
使用の本拠の位置	旭川市内
有効期間の満了する日	申請日時点で有効

5 申請方法

郵送 又は オンライン申請

6 問合せ先

旭川市 経済部 経済交流課
電話：0166-73-9850

本支援金を通じて、本市は地域の物流を支える貨物自動車運送事業者の皆様を支援し、地域経済の維持・発展に努めてまいります。

貨物自動車運送事業者支援金 トップページはこちらから

